

公募型プロポーザルによる手続開始公告

グリーンピア岩沼ホテル事業関連資産貸付事業者の公募にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、下記のとおり公告する。

令和4年2月1日

岩沼市長 菊地啓夫



記

1. 業務等の名称

グリーンピア岩沼ホテル事業関連資産貸付事業者公募

2. 業務等の概要

市民が生涯現役で自分らしい生活ができるよう心と体の健康増進及び生涯学習等を推進するとともに、緑豊かな自然環境を保全するというグリーンピア岩沼の設置目的のもと、グリーンピア岩沼の現有資産を活用しホテル事業を運営するもの

3. 業務等の仕様等

①貸付概要

・所在地 岩沼市北長谷字切通1-1 ほか

・貸付物件 **【建物】**

ホテル RC (一部SRC) 造地上3階・地下1階 7,626.63㎡

ロジ 木造平屋 53.00㎡×5棟 265.00㎡

職員宿舎 RC造2階 3K:2部屋 1K:5部屋 361.69㎡

ボンベ庫 RC造平屋 19.50㎡

【土地】

面積 4,477.11㎡ (建築部分)

登記地目 山林

【備品等】

上記建物での使用物件

・貸付期間

利用開始から5年以上10年以内 (契約満了後、協議により新たに契約可)

・法令等に基づく制限

市街化調整区域、緑地環境保全地域など

- ・貸付額 建物(ホテル、ロジ、職員宿舎、ボンベ庫) 無償
土地 当初5年間無償(貸付額は5年後に再協議)
備品等(上記建物での既存使用物件) 無償
※この要領に定めのない事項については、岩沼市財産の交換、譲渡等に関する条例(昭和39年岩沼市条例第11号)及び岩沼市公有財産管理規則(昭和55年岩沼市規則第11号)等に基づく

- ・事業実施の基本方針

市民が生涯現役で自分らしい生活ができるよう心と体の健康増進及び生涯学習等を推進するとともに、緑豊かな自然環境を保全するというグリーンピア岩沼の設置目的のもと、グリーンピア岩沼の現有資産を借り受け、ホテル事業を実施することで、賑わいの創出や交流人口の拡大等に努め地域活性化を図ること。

- ・貸付資産の改修等

貸付資産は現状貸付とし、賃貸借契約締結後の改修や修繕、更新については、基本的に事業者の負担で自ら行うこと。

- ・原状回復義務について

賃貸借契約終了時には、貸付資産を原状に回復し市へ返却すること。
ただし、事業者が改修、修繕、更新等を行う際に、あらかじめ市と協議し原状回復の必要がないと判断されたものについては、この限りではない。

- ・周辺施設との連携

グリーンピア岩沼の健康増進施設や生涯学習施設との連携について、配慮すること。

- ・地域貢献

事業実施の基本方針を踏まえ、地域貢献に配慮すること。

- ・法令の遵守等

事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。また、貸付物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号その他これらに類する業の用に使用しないこと。

4. 履行期限

令和4年10月1日(土)までに事業を開始すること。

ただし、改修工事等に時間を要する場合は、令和4年10月1日までに着手し令和5年3月31日までに事業を開始すること。

5. 提案資格に関する事項

- ・公募参加要件

公募に参加しようとする事業者(以下「参加者」という。)は、以下の要件を全て満たすものとする。

なお、共同で参加する場合は、共同で参加するグループ（以下「共同グループ」という。）内から代表する参加者1者を選定し、代表参加者が市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うものとします。また、以下に掲げる条件のうち（1）については、応募グループの内1者以上が条件を満たし、以下に掲げる条件のうち（2）から（8）については、全構成員が全て満たしていることを要件とします。

- (1) ホテル又は旅館の運営実績が3年以上あること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 本市及び他の自治体から指名停止又は業務停止命令を受け、その日から5年を経過していない者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 次の①～⑤のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められるもの。
 - ② 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるもの。
 - ③ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - ④ 役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

6. 選定日程等

内 容	日 程
公募開始	令和4年2月1日(火)
参加者募集期間	令和4年2月1日(火) ～令和4年2月28日(月)午後3時
参加申込書提出期限	令和4年2月28日(月)午後3時
現地見学受付期限	令和4年2月10日(木)正午
現地見学	令和4年2月14日(月)午前10時
質問受付期限	令和4年2月22日(火)正午
質問回答期限	令和4年2月25日(金)
企画提案書提出期限	令和4年3月4日(金)午後3時
事業者選定審査会	令和4年3月中旬以降
選定結果通知	令和4年3月中旬以降

7. 参加意向の表明等の提出場所、期限及び方法等

- ・提出書類 参加申込書(様式1) 1部 ※要押印
- ・提出場所 岩沼市総務部総務課
- ・提出方法 持参又は郵送
- ・提出期限 令和4年2月28日(月)午後3時

8. 提案の提出場所、期限及び方法等

- ・提出書類 企画提案書 正本(社名、代表者名を記載し、社印、代表者印を押印すること。)1部、副本(正本のコピー)10部
- ・提出場所 岩沼市総務部総務課
- ・提出方法 持参又は郵送
- ・提出期限 令和4年3月4日(金)午後3時
- ・参加者は、複数の提案を行うことはできない。

9. その他市長が必要と認める事項

別添「グリーンピア岩沼ホテル事業関連資産貸付事業者公募要領」による

10. 問い合わせ先

担当 岩沼市総務部総務課(市役所5階)

所在 〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

電話 0223-22-1111(内線 512、518) FAX 0223-24-0897

メール soumu@city.iwanuma.miyagi.jp